石炭危機の本質と石炭調査団の限界

戸木田嘉久

一　問題提起
二　エネルギー問題と石炭危機の本質
三　石炭調査団「答申大綱」と石炭鉱業の現実
四　一応の結び

一　問題提起

石炭鉱業調査団は、十月十三日、最終の「答申大綱」を発表した。この「答申」を機にそれぞれの立場から、石炭鉱業をふくむ綜合エネルギー政策の問題が、あらためて論ぜられている。本稿ももちろんその一翼をなすものだが、ここでは、石炭鉱業調査団の「答申大綱」を主たる批判対象としながら、つぎのような問題を考えてみたいと思う。

第一は、石炭危機の本質をどうみるかという問題。「石炭調査団は、石炭鉱業の安定、なかんずく雇用の安定のための抜本的な方策の確立」（「答申大綱」有沢団長の序文）を目途としたといわれる。だが、石炭鉱業の安定、雇用の安定を維持するにたる「抜本的な方策」をうちたてるには、げんざいの石炭危機を規定する本質的要因を、

どこに見いだすかということが前提になる。危機の本質的要因を正しくとらえ、それをとりのぞくことなくして、抜本的な方策なぞありえようはずがないからである。そこで、石炭調査団「答申」は、石炭危機をどのように理解しているか、その批判的な検討をかわきりに、さらには石炭危機に関する若干の代表的見解を吟味しながら、石炭危機の本質的原因をあきらかにすること、これが第一の課題ということになる。

第二は、石炭調査団の「答申」が「抜本的な方策」として提示している具体案が、石炭危機の本質と現状にてらして、どのような役割を果そうとしているか、また、どのような限界をふくんでいるかを、あきらかにすることである。「答申」は、周知のように「石炭対策の基調」として、「需要の安定」・「生産体制の確立」・「資金経理対策」・「雇用安定」を、その主要な柱として打ちたてている。これらの内容は、果して「抜本的な方策」というに価いするのかどうか、その名に価いしないとすれば、どういう限界をふくみ、どういう役割を果そうとしているのか。これが第二の課題である。

第三は、石炭危機は、基本的にどのような方向で克服されねばならぬかという問題。すでに右の問題提起からも想定されるように、私は、石炭調査団「答申」の線は、石炭危機にたいする「抜本的な方策」たりえず、むしろ危機を内攻させ深化させるものであると、考えている。そのことは、以下の本文で詳細に論証するわけだが、そのような結論が引き出されるとすれば、私としては、逆に石炭危機を克服するための積極的な基本方向を、提示せねばならぬこととなる。この点に関しては、時間と紙面の都合から、どこまでつっこめるかわからぬけれども、ここではあえて第三の課題として、問題提起だけはしておくことにする。

二　エネルギー問題と石炭危機の本質

石炭鉱業の危機を克服する「抜本的方策」を打ちだそうとするならば、戦後日本資本主義の構造との関連において石炭鉱業を位置づけ、石炭危機を規定する本質的要因が、まずあきらかにされねばならぬ。石炭鉱業調査団の「答申」は、この点をどのようにみているのか。また、石炭問題ないしエネルギー問題をとりあげた他の諸論稿ではどうか。それらの批判的な検討を土台としながら、石炭危機の本質を最初に確定しておこう。

A　石炭調査団「答申」のしめす石炭危機観

石炭調査団「答申」は、現在の石炭危機をどのようにとらえているのか。断定的にすぎるかも知れぬが、一言でもっていえば、石炭危機の本質については、なんらつっこんだ分析をしめさず、むしろこれを避けてとおっているといってよいであろう。すなわち、この点に関していえば、三一頁におよぶ「答申」のなかに、きわめて断定的に「エネルギー革命」の現状ないし現象を肯定した、つぎのような片句をみいだすにすぎない。

「わが国におけるエネルギー革命の進行は、いよいよ本格化を加えつつあり、石炭需要は著しい低下を示しつつある。適当な政策がとられないとするならば、今後も需要は激減すると想定せざるをえない。第一次エネルギーに占める国内炭の地位は、昭和三十年度において四〇％であった。それが三十六年度では、二九％まで低下している。今後もさらに低下を免れがたい。反面、石油の地位は、この間十八％から三六％まで伸張している。」（「答申」四頁）。

「エネルギー革命は、いまや、世界的現象である。石油（流体エネルギー）の優位性は、技術的にも、経済的に

も決定的と認めざるをえない。」（前出、八頁）。

要するに、ここでは、巷間にいいふるされた「エネルギー革命」論、すなわち石炭危機の不可抗力論が、再確認されているにすぎない。だが、問題の核心は、どのような社会・経済的な仕組みと要因のもとに、「エネルギー革命」といわれるような事象が進行し、石炭危機の深化がすすんでいるのか、そこにこそあるはずである。しかるに、「答申」では、「エネルギー革命」は、いわば動かしがたい与件として設定されている。じつは、このように石炭危機を不可抗力であるかのように前提し、その基本視角から、石炭鉱業ないし石炭企業の安定をはかる具体策を提示しようとするところに、石炭調査団の限界があり、その果さんとする階級的役割もすでに暗示されていると思うのだが、これはまたあとで論ずるとして、ここではこれ以上はふれないでおこう。

もっとも、「答申」は石炭危機の本質についてつっこんだ把握を欠いているとする、私の指摘にたいして、調査団としては、つぎのような反論を予定できるかもしれない。われわれは、「答申」にこそ書きこんではいないが、綿密な分析と検討の結果、「石油（流体エネルギー）の優位性は、技術的にも、経済的にも決定的と認めざるをえない」と結論しているのだ、と。そういわれても、じっさいの「答申」には分析や検討はみられないのだから、どうしようもないわけだが、そうした反論の余地が残されているのは、否定できぬように思われる。そこでここでは、巷間「石油の優位性は、技術的にも、経済的にも決定的と認めざるをえない」といった結論へ最終的には到達している、若干の特徴的な見解を批判的に検討するとともに、いわゆる「エネルギー革命」論にたいする、私の主張点を対置しておくことにしたい。

B　「エネルギー革命」論にたいする批判

(1)　技術論的視野からの「エネルギー革命」論

まず技術論的な視野から、「エネルギー革命」の不可避性を主張する見解がある。たとえば――

「石油がエネルギー資源として登場した意義は、内燃機関とむすびついて動力革命を推進したにとどまらなかった。液体燃料としての石油は、天然ガスとともに、パイプラインという安価なエネルギー輸送法を確立し、また流体燃料の燃焼効率の良さと使いやすさを示すことによって、固体燃料の欠陥を明かにしたのであった。……いまさら述べるまでもないことだが、固体液料の燃焼は、かなりの過剰空気を必要とするため、必然的に燃焼温度が低下し、燃焼効率も悪いのだが、これに反し、流体燃料においては、過剰空気を最小限度にとめて燃焼を行うことが可能であり、したがって燃焼効率も高く、燃焼温度を高めることができる。そればかりか、流体燃料は燃料調節も容易で、また生産の必要に応じ長炎または短炎として燃焼させることも簡単である。あるいはまた燃料の入手、貯蔵、点火、炉の手入れ、燃え殻の除去などの取扱い保守もきわめて容易で、煤煙も少なく衛生的でもある。このような流体燃料の利点こそが、後述のように、石油や天然ガスの熱源としての工場・家庭への進出をもたらす大きな原因となったのであるが、それは同時に消費者の消費傾向を大きく変えるものでもあった」云々。（林雄二郎編「日本のエネルギー問題」五一―一七頁）

技術論的視野からは、右に見るような基本的な観点から、さらに技術と産業の発展にともなう石炭から石油への転換、すなわち、モータリゼーション、船舶のディゼル機関化、鉄道の電化・ディゼル化、炉燃料としての重油の進出、石油化学の開発等々が論ぜられ、総じて「エネルギー革命」＝石炭危機は、技術の発展にともなう不可抗力であるかのように把えられている。エネルギー問題のこうした、いわば技術的客観主義ともいうべき把握

は、右引用書のような進歩的技術論の立場にも多かれ少かれ浸透しているのであるが、ここには、技術の発展にともなうエネルギー源の変化はみとめるとしても、つぎのような基本的な問題が介在するように思われる。

周知のように現代的な意味での技術というのは、単なる技能・熟練などのことではなく、社会的生産の中で発展する労働手段（とくに機械）と、労働手段の労働対象に作用する過程の全体をふくむ概念である。したがって技術の基礎に、自然科学の知識、自然法則の適用があるのはいうまでもない。しかし、技術は生産力の要素であって、現実社会では生産関係をふくむ生産方法と結合しているのだから、技術の自然科学的基礎のみに立脚、あるいは傾斜して、生産方法の発展、具体的な社会構成における生産関係の作用を捨象、ないし軽視するような立場からは、現代の技術問題をも正しく把えることはできないのではないか。たとえば、初期の資本主義時代におこなわれた資本蓄積、生産の社会化、国内市場と世界貿易の発展は、資本主義のもとでの技術の発展にゆたかな展望をひらいた。だが、全般的危機の第三段階にある現代資本主義のもとにおいては、技術問題の核心は、むしろ技術の急速な発展が資本主義的生産関係の矛盾を激化させ、生産力の水準が生産関係と衝突をきたしているところにある、とみるべきであろう。

以上は要するに、技術の問題は、具体的な社会構成における生産関係の作用との結節において、把握されねばならぬということだが、現代の資本主義的合理化と技術の関係は、その重要性を端的に例証している。すなわち、現代の資本主義的合理化にあっては、独占資本による最新の技術を槓杆とした超過搾取に対決してたたかう以外に、技術的進歩を、全体として社会進歩の方向に結びつけることは不可能になっている。これは、ここでの中心課題たる日本のエネルギー技術の問題についても、もちろん同様である。石炭危機の深化は、対米従属下の戦後

日本資本主義の構造、そのもとでの新技術の資本家的充用と不可分であり、独占資本の超過搾取、炭鉱労働力の切捨てと解体、国内石炭資源の荒廃化をもたらす技術政策、合理化政策に反対することなくしては、社会進歩の方向にそって石炭鉱業を自主的・平和的に発展させることはできないであろう。これらの点については、あとでまた論ずる予定なのでこれ以上はふれぬが、技術論的視野からする「エネルギー革命」論にたいし、さしあたり念頭に入れておいていただきたいのは、つぎのような点である。すなわち、「エネルギー革命」＝石炭危機は、技術発展の必然的な結果ではなく、資本主義的生産関係のもとにおける、技術の資本家的充用の結果であること、これである。したがって、社会主義諸国にあっては、基本的に石炭危機はなく、それは資本主義諸国に固有のものである。ただし、このようにいうばあい、わが国の石炭危機が、資本主義諸国のなかで特殊的に深刻な様相を露呈していることをみおとすことはできない。かくて、石炭危機の本質に関する問題の焦点は、むしろ、わが国の石炭危機の特殊な深さを規定している社会経済的な要因は何か、という点にしぼられることになる。

×　×　×

ところで、石炭調査団の「答申」は、「石油の優位性は、技術的に……決定的」と断定していた。この何らの分析もない断定を、右に検討してきたような技術論的視点からする「エネルギー革命」論に立脚するものと、好意的に理解したとしても、これが事態の本質的要因を把握するものでないことは、もはや附言するまでもないであろう。

(2)　価格論的視野からする「エネルギー革命」論

「エネルギー革命論」のいま一つの視野は、石炭危機を主として価格問題として理解し、処理しようとする発

想である。それは、端的に独占資本とその政府の見解や政策に貫徹されているのみならず、一部の「進歩的」研究者の中にさえ浸透している。

1　産業計画会議の主張について

まず独占資本の利益、直接には電力独占の利益を代表するとみられる、政府諮問機関たる産業計画会議（議長、松永安左衛門）の主張を検討してみよう。曰く——

「中東をはじめとする世界各地における新油田の開発と石油価格の低下は、石炭の自然条件の悪化やコスト上昇と相まって、世界的な規模で石炭から石油への エネルギー源の転換をもたらした」、「この転換の過程は、わが国においても例外ではない。……事実、これまでの国産資源主義的な考え方とそれに基く措置は、すでに現実の前にその破綻を証明しつつある」。したがって、「自由化を契機に、わが国の産業と経済がさらに新しい段階に向って大きな飛躍と変貌を遂げようとするとき、この避けがたい力で進行しているエネルギー源の転換を積極的に組み入れて、その上に合理的な産業構造を築くことにこそ力を注ぐべきである。目前の利害のために長期の利益を見失ってはならぬ」。この転換は、「エネルギー財閥の自由で公正な競争によって実現することが最も効果的である」云々。（産業計画会議「日本のエネルギー産業構造」二一五頁、一一頁）

これを要約すれば、こうなる。石炭危機は、価格競争の結果による経済的必然である。したがって、石炭を保護する必要はない。むしろ、自由競争を促進し、石炭から石油へのドラスチックな転換を積極化することが、国民経済と国民生活にとって利益である——。ところで、この一見、簡単かつ明解にみえる論理には、つぎのような虚構がふくまれている。

第一、石炭危機を現象的に、価格競争による経済的必然として把握しているが、この価格競争の前提として、国際石油独占資本による日本エネルギー市場の再分割と支配という問題が介在していることを、意識的に捨象している。したがってまた、〃安い〃石油という価格現象の根底に、国際石油独占による市場政策や、独占的利潤をふくむ独占価格の問題がよこたわっていることも、とうぜん捨象されている。

第二、右のような条件のもとでは、「自由競争」という古典的な純粋資本主義的思考は、具体的には、石油「帝国主義」の日本エネルギー市場支配に無批判に道をひらくことにほかならず、他面では、そのために炭鉱労働力の解体と、国民的石炭資源の破壊を合理化する役割を果すことにしかならぬ。

第三、国際石油独占のエネルギー市場支配下にあっては、産業計画会議の指向する〃安い〃石油の確保という目的じたいが、変容する事態がおこらざるをえない。たとえば、国内石油資本による〃安い〃ソ連石油の輸入にたいし、国際石油独占による有形無形の圧力がくわえられていることは、すでに周知の事実である。

第四、産業計画会議のいう「エネルギー財を……安く供給すること」（具体的には「石油をベースとする国際価格水準の豊富なエネルギーを使用すること」）こそ、「国民生活向上のための重要な方策である」（前出・十一頁）という主張にも、重大な虚構がある。というのは、独占資本主義の生産と流通機構のもとでは、エネルギー・コストの低下は、「国民生活の向上」に直線的につながりはしないからである。その具体例として、エネルギー・コストの低下と電力料金の現実の関係をあげておこう。板倉忠雄氏は、つぎのようにいっている。「電力料金の例を引会いに出してみると、エネルギー問題が喧騒の度を加え、同時に電気料金値上げの動きが表面化する直前の昭和三四年当時には、石炭・重油価格はカロリー当り平均して九〇銭近かった。電力料金は原価主義の原則により、

そうした燃料コストを前提にして決まっていたが、その後石炭・重油ともに値下りし、現在はカロリー当り平均で七〇銭見当となった。これを現在の燃料消費量に対応させて計算すると、優に年間三六〇億円以上の相対的なコスト節減が可能になっている。しかしこれは電気事業の内部留保にのみ回って、料金引下げに資さなかったばかりか、折柄の高度成長にあふられて、設備の急増、資本費高騰などから、逆に、東京、九州各電力の順に料金の引上げが行われさえした。どうひいき目にみても燃料費と電気料金の決定には、燃料費をはるかにしのぐ大きなファクターがあり、別の論理によって動かされているのを実例で証明したものといわざるをえない」（板倉忠雄「エネルギー価格体系と重油価格の位置」、経済評論六二年十二月号）。ところで、ここにいう「別の論理」とはなにか。いうまでもなく独占価格の論理であろう。それは、電力のみならず、鉄鋼・化学・ガス・国鉄と、独占的なエネルギー消費の産業部門を、ひとしく貫徹する論理とみて大過あるまい。独占価格の法則、それはとうぜんに「国民生活の向上」と矛盾・対立するわけだが、産業計画会議の主張は、このかんじんの点をはぐらかしている。

以上から、産業計画会議の主張が果そうとしている客観的な役割は明瞭である。石炭危機を単純に価格競争による経済的必然ときめつけ、石炭鉱業の解体を合理化するとともに、時代錯誤的な「自由競争」の虚構の論理によって、国際石油独占のエネルギー市場支配の露払いをしながら、自らの独占的超過利潤を確保すること、その主張の本質はまさにこれらの点にある。

2　一部「進歩的」研究者の発想について

石炭危機を単なる価格問題としてとらえ、石油「帝国主義」の支配と石炭鉱業の資本家的合理化を経済的必然としてとらえる発想は、たんに政府・独占資本の見解や政策にみられるだけではない。右に論証したるごとき価

格論的発想は、一部の「進歩的」研究者のなかにまで、浸透してきているようである。そこには、マルクス主義経済学の概念を駆使しながらも、資本主義的搾取と収奪を副次化した、客観主義的な価格論的発想、さらにその根底には、エネルギー商品価値の本質についての誤った理解が糸を引いている。(註)

（註）この点に関し明解な理論的批判を展開した最初の労作は、九州大学吉村朔夫氏の「石炭産業における独占資本と賃労働」（社会政策学会年報「労働市場と賃金」所載）である。以下の所論も同氏の研究に負うところが大きい。

まず、客観主義的な価格論発想の進歩派における典型、それは「日本経済分析」に拠る一部研究者のエネルギー問題、炭鉱問題に関する論稿である。たとえば、「国際石油資本とわが国石油鉱業の競争の接点をみるうえにも両独占産業の構築した価格形成機構の解明が決定的に重大だと考える」、（「日本経済分析」(4)梅原論文）「エネルギー産業における自由化問題とは、まず第一に石油と石炭の競合であり、中心問題は、重油に対抗できる線まで石炭価格を引下げることである」等々（「日本経済分析」(4)五〇一―五二頁、清中論文）。ところで、「中心問題は、……石炭価格を引下げることである」といった主張が、客観的にどのような役割を果すことになるか、もはやふれるまでもあるまい。前述の産業計画会議の主張にたいする批判論点が、そのまま有効であると考えられるからである。

つぎに、こうした「日本経済分析」に拠る一部論者たちの価格論的発想を、エネルギー商品にたいする独特の価値論によって、はからずも理論づける役割をになっているのが、南輝夫氏の論文である。南氏は、石炭鉱業の停滞と石油輸入の増大の必然性を、つぎのような価値論にもとづいて論証しようとする。いわく――

「石炭は有機的構成がとくにひくく、その結果として価値水準が高い。重油はその反対である」、したがって、

「重油を生産手段として生産された商品の個別的価値は、……社会的価値よりすくない。これによって重油を生産手段とする場合は特別剰余価値が生産され、資本は超過搾取を獲得する」。故に、「石炭から重油への転換は、超過利潤をどん欲に追及する資本家の相互の競争の結果として行なわれる。転換の基本動力は特別剰余価値である。……この意味において石炭から重油への転換は経済的必然法則である」（南輝夫「石炭と重油の競合分析」、経済評論六〇年二月号）。

私は、全般的危機の第三段階にある現代資本主義のエネルギー問題を、抽象的な価値論と直線的に結びつけることそれじしんに基本的に疑念をいだくものであるが、それはひとまずおくとしても、南氏の所論には吉村氏も指摘するように理論上に重要な疑義がある。

第一は、「石炭は有機的構成がとくにひくく、……石油はその反対である」と、簡単に断定していることにかかわる。もちろん、常識論としてはそれでも充分だが、石油生産における高度の資本構成は、その精製段階における装置工業をふくめていいうることであって、原油の採取過程をとれば、その資本構成は高いとはいえぬだろうし、それが土地生産物であり、地代収奪商品たる側面を無視することはできない。この側面をみおとし、石油の工業的加工側面のみを強調し、単純に石油の価値水準はより低いと断定してしまうならば、前期的・寄生的な土地制度と植民地体制に結節され、すぐれて帝国主義的原料政策の対象として登場している、石油問題の実質を把握することができなくなるだろう。だが、これらは南氏の問題意識や所論と、直接の内在的関連をもっているわけではない。したがって、この点については一応の指摘にとどめ、ここではこれ以上はふれないことにする。

第二は、南氏の所論の核心をなす、石炭・石油などエネルギー商品とこれを購入する資本家的企業の関係につ

いてである。前出したように彼の理論によれば、石炭に比し重油は資本構成が高く価値は小さい。したがって、重油を生産手段として生産された商品の個別的価値は、社会的価値より小さい。故に、石炭から重油に転換した資本は、この価値の差額、「特別剰余価値」を獲得することができ、この「特別剰余価値」を起動力として、石炭から重油への転換は経済的必然である、というにある。だが、これは燃料商品の価値および価格形成の理論としては、全く転倒している。南氏によると、価値の高い石炭の高価格、価値の低い石油の低価格という、全く恣意的な公式が理論展開の前提となっているが、これは、事実問題としても、また理論問題としても不可解である。事実問題としていえば、ヨーロッパにしろ、日本にしろ、石炭価格と石油価格は、つねに均衡化してゆく傾向にあり、また理論的にいっても、石炭と石油とは燃料商品としていえば直接的な競合商品であるから、一定水準の市場価値において販売されるはずであり、両者の価格が開き放なしという状態が固定化しうるはずがない。しかもこのばあい、土地抽出物たる両燃料商品の市場価値を規制するのは、相対的に高い石炭の個別的価値であるから、この市場価値と相対的に低い石油の個別的価値との差額、すなわち、南氏のいう≪特別剰余価値≫は、特別の超過利潤として石油資本のふところに帰するのであって、南氏のように、石油を購入する諸資本に帰属するわけではない。ここまでくると、かかる理論が果そうとしている客観的役割が、明瞭に浮びあがる。すなわち、その主観的意図はともあれ、客観的には、国際石油独占のエネルギー産業と市場にたいする支配を、おおいかくすことになっているといわざるをえない。

かくて、かかる誤った燃料商品価値論と、それを暗黙のうちに前提する価格論的発想のエネルギー論は、その論理的必然として、当面する実践的課題をつぎのような点に設定することとなる。すなわち、「国際的舞台にうっ

て出ようとする日本独占にとって、商品全体の価値水準をひきさげることは緊急の課題である、この価値水準低下の基本動力は、生産手段のための生産手段、石炭価値水準の低下である」云々。(前出・南氏論文、経評七四頁)。あるいは、「石炭から石油への転換は、外国石油資本の圧力によって外部からおこなわれるものではなく、日本独占自体の要求としておこなわれている。それは日本独占資本主義の復活強化にともなういのちがけの政策転換である」云々(「日本経済分析」(4)一六八頁、仁科論文)。これら一部「進歩的」研究者の到達した結論は、さきに問題にした産業計画会議の所論と、本質的に類似点をもつ。そのひとつは、客観的に実在する石油「帝国主義」のエネルギー産業支配、およびエネルギー市場支配を捨象ないし軽視している点において、いまひとつは、経済主義的抽象理論によって石炭危機を説明し、資本家的炭鉱合理化を容認ないし促進する立場におちいっている点において――。

× × ×

ところで、石炭調査団の「答申」に、いまいちどたちかえっておこう。「答申」は、「石油の優位性は、……経済的にも決定的」と断定しているが、その根拠はなにも論証されていない。しかし、そこで「経済的に」といわれるとき、主として価格問題が念頭におかれていることは、「答申」の全体としての論調からして、まずまちがいあるまい。とすれば、石炭危機を価格論的な発想でとらえる諸論にたいする以上の批判は、「答申」にたいしてもそのままあてはまることになろう。そして、そのことは、「石油の優位性は……経済的にも決定的」とする「答申」の石炭危機把握が、事態の本質にせまっていないことを意味することになるであろう。

C　戦後石炭鉱業の位置と石炭危機の本質

石炭鉱業調査団の「答申」をはじめとする、技術論的な発想による「エネルギー革命」論、さらには価格論的

な発想による「エネルギー革命論」が、それぞれ、石炭危機を規定する本質的要因をかならずしも正確にはとらえていないこと、それらの諸論が、主観的にはともあれ、客観的には、国際石油独占と国内独占の利益を擁護する立場に転ずる危険性のあることは、すでに論証した。それではわれわれは、石炭危機を規定する本質的要因をどこにもとめるべきなのか。

石炭危機は、「エネルギー革命」という言葉で代表されるような、不可抗力的なものであるのか。そうではあるまい。石炭危機が、資本主義諸国に固有のものであり、社会主義諸国にはみられないという事実はおくとしても、現実に進行する日本石炭鉱業の危機の背後には、それを本質的に規定する社会経済的な原因が伏在する。現在の石炭鉱業の停滞と萎縮は、理論的に抽象すれば、その資本の有機的構成が、競争部門である石油・電力産業に比し低位であるため、相対的に大きな商品価値が実現不能におちいっていることによるわけだが、戦後日本資本主義の構造と、そのもとにおける石炭鉱業の位置に照したばあい、そこには危機を規定する基本的な二つの原因が浮びあがる。すなわち、そのひとつは、わが国石炭鉱業の資本構成のきわだった低さを、歴史的に規制してきた古い生産機構、すなわち、石炭独占の資本蓄積機構の問題であり、いまひとつは、いわゆる対米従属にともなう戦後日本のエネルギー産業とエネルギー市場の変化である。

(1)　石炭鉱業の停滞的生産機構

石炭危機の本質的原因をなす一つの条件は、石炭鉱業の古い停滞的な生産機構、すなわち、石炭独占の資本蓄積機構の問題である。ひとくちでいえば、わが国の石炭独占は、鉱区の私的独占による鉱山地代の収得と低賃金労働の搾取に依拠し、生産力の発展をいちじるしく停滞させてきたということである。

わが国特有の鉱区制度のもとで、石炭独占は、優良鉱区の私的独占者であるとともに、大手炭鉱の資本家であった。このような条件のもとでは、資源の占有による絶対地代、炭層条件と位置の差等による差額地代、炭質と品位による独占地代、これら莫大な鉱山地代部分は、超過利潤の形態で石炭独占のふところに入った。しかも、鉱区を前提とする地下資源の抽出産業のばあい、鉱区の独占は、そのまま市場の独占と支配につながる。市場の独占と支配は、独占価格を形成させ、その面からまた新たな超過利潤を追加する。また鉱区の私的独占は、大手資本が中小石炭資本を支配する基礎ともなった。かくて中小石炭資本は、鉱区の分譲や斤先（租鉱）関係をとおして、大手資本に従属せざるをえなかったし、また逆に大手資本は、市場の独占や流通上の優位を利し、中小炭の買付をつうじて中小資本にたいする支配関係をつくりあげた。この従属と支配関係の本質は、いうまでもなく収奪関係であり、中小炭鉱労働者の極度に低劣な賃金と長時間労働によって生み出された価値は、この関係を通じて大手資本のふところに移転した。このように石炭独占は、鉱区の私的独占に寄生しながら、莫大な超過利潤をあげてきた。しかもこうした関係が、戦前では、日本帝国主義の軍事的要請に根ざす動力源としての石炭保護政策、エネルギー市場の強固な封鎖性によって支えられていた。したがって、かかる寄生に安住しうるかぎり、石炭資本が資本の有機的構成を高め、生産力を引上げることに退嬰的になるのは必然であり、石炭鉱業の生産機構は、前期的・停滞的性格を刻印されることになる。

石炭産業の前期的・停滞的生産機構をささえたいまひとつの支柱は、わが国炭鉱の伝統的な低賃金である。炭鉱賃金は、日本の低賃金水準のなかで一段と低い位置におかれてきた。労働者にとってはとうぜんに生活構造の破壊をもたらすような、炭鉱賃金の非人間的な構造は、また炭鉱労働者にたいする市民的な権利や自由の剥奪と

不可分であった。監獄部屋、納屋制度、労務外勤制度、等々。かかる非人間的な低賃金労働こそ、鉱区独占による地代収取をふくむ高い利潤率を石炭独占に保障したのであるが、これまた資本の停滞性を強める条件をなした。

こうした石炭独占の寄生性と停滞性は、その高利潤を他産業部門にむけさせる要因となり、石炭部門の利潤は、日本的コンツェルンである財閥形成の物貨的基礎になった。かかる方向が石炭資本の有機的構成をいっそう停滞させる原因となったことはうたがいなく、第一次大戦以降に独占資本主義が確立するとともに、石炭鉱業はその停滞性のゆえに、石油・電力などの新しいエネルギー産業にたいし、あるいは新しい重化学工業にたいし、相対的地位をおしさげられるという矛盾に逢着した。

石炭鉱業の危機は、第一次大戦以降、はっきりと露呈しはじめた。すなわち、産業としての停滞が、好況時の「石炭不足」、不況時の「石炭過剰」と、不足と過剰との著しい振幅現象を生み出したのである。石炭独占は、この危機を、ひたすら労働者へ転嫁することによって切り抜けようとしてきた。これはいっそう危機を深化させる方向でしかないが、この方向は、戦時中を経て戦後にひきつがれた。戦後、古い生産機構に規定される石炭産業の資本構成の低位は、国際石油独占のエネルギー支配とその市場分割とともに、石炭危機を決定的にした。今日では、石炭産業のおくれた生産と蓄積の機構が、生産力の発展をさまたげる桎梏と化し、石炭危機の主要な原因の一つになっていることは、もはや炭鉱を直視する誰の眼にもあきらかである。

(2)　対米従属による戦後エネルギー産業と市場の変化

しかし、現在の石炭危機の最大の原因としては、戦後日本資本主義を構造的に規定する政治的・経済的両面における対米従属、そのもとでのアメリカ石油「帝国主義」(註)を中心とする、国際石油独占のエネルギー産業とその

市場支配、日本独占の従属的なエネルギー政策が、いっそう重視されねばならぬ。

（註）ポール・スウィジーは、アメリカの対外投資による利潤のほぼ半分が石油産業で占められていること、石油会社は二、三の巨大会社で独占されていること、石油産業は企業規模が大きく数が少ないため容易に政策を統一できることなどをあげて、「米国の対外政策―軍事、外交政策もそうだが―は、巨大石油会社によって決定されるといっても誇張ではない。アメリカ帝国主義は石油帝国主義なのである」といっている。（「アメリカの対外投資」、エコノミスト一九五九・五・十五日）。

戦後石炭鉱業の位置を確定するにとうぜん問題にすべきは、敗戦にともなうアメリカ帝国主義の軍事的ヘゲモニーを基礎とする、政治的・経済的従属という日本資本主義の構造的変化である。これは、太平洋戦争の帝国主義戦争としての側面からくる端的な結果として、アメリカ帝国主義による市場の再分割（植民地市場の奪回と日本市場への侵蝕）としてしめされる。この事態にそくして、日本のエネルギー産業とエネルギー市場はどう変化したか。この変化に日本独占資本はどう対処したか。

まず、エネルギー産業における帝国主義的支配について――。周知のように、アメリカ石油「帝国主義」を中心とする国際石油独占は、一九四八年から五〇年にかけて、日本の石油産業の支配を確立した。一九五〇年、日本の石油精製事業が再開される直前には、日本の主要な石油企業は、資本、原油供給、精製技術、輸送、販売、利潤分配などあらゆる面で、国際石油独占の完全な支配下におさめられていた。

このようなエネルギー産業支配の条件下で、それに対応するエネルギー市場は、どのように変容させられてきたか。石炭消費の巨大市場である鉄鋼、電力につき、事例的に事態の変化をみてみよう。事態変化の旋回軸は、一九四九年から五〇年にいたるドッジ・ラインの時期であり、これは、石油産業における国際石油独占の支配確

立の時期と軌を一にしている。戦後鉄鋼業の発展軌道は、GHQの原料政策によって規制されつつ進行したが、ドッジ・ラインによる補給金廃止にともなう「高炭価問題」の発生を機に、事態はつぎのように展開した。「アメリカ側のこの問題の解決の方向は、まずアメリカ炭の大量輸入と、鉄鋼業への重油割当の増大という方策であった。日本の石炭産業の根本的な技術的再編成の方向はとられず、石炭の斜陽化は、この経済的措置によって、早くも運命づけられたという感がある。そして、この直後におこった朝鮮戦争によって、日本の鉄鋼業と中国炭とのつながりもまた、たちきられる結果となり、強粘結炭のアメリカ依存の方向は決定的となった」（前出「日本のエネルギー問題」、六八―六九頁）。電力産業ではどうか。この最大の石炭消費産業では、ドッジ・ラインに関連したGHQ指示による電力九分割を機に、水力から火力への重点移行がはじまり、新鋭火力発電所建設のためのアメリカからの設備輸入・電力借款とあいまって、アメリカ石油資本の進出が活潑化し、一般炭市場を制約することになった。要するに、鉄鋼・電力にとどまらず、化学その他の産業部門にわたりアメリカの資本と技術の導入を槓杆して、石油国際独占のエネルギー市場支配が急激にすすんだことは、否定すべくもない。総エネルギー消費に占める石油の比重において、「一九五〇年には、フランス・イギリスよりはるかに低い比率でしかなかった日本が、一九五五年にはイギリスを抜き、一九六〇年には、フランスをはるかに追越し、アメリカへ接近する勢いを示している」（高橋毅夫「石炭危機の深化と石炭政策の隘路」、経済評論、六二年十二月号）という、この石油消費の異常な発展は、その端的な反映であろう。

ところで、さきにもふれたように石炭と石油は、いわば同一の使用価値をもつ競合商品であるから、日本のエネルギー市場では、一つの市場価値が形成される。このばあい、低い資本構成に規制される日本の石炭の個別的

価値は大きく、より高度の資本構成に依拠する加工的工業製品としての、石油の個別的価値は小さい。しかるに地下生産物たる両商品の市場価値基準は、前者によって形成されるから、後者はとうぜん特別の超過利潤を手に入れることになる。国際石油独占と石炭資本との市場におけるこうした力関係のもとでは、エネルギー市場におけるシェアをどう確定するかの指導権は、権力的な強制がないかぎり、とうぜん国際石油独占の手中にある。すなわち、石炭鉱業の限界企業（限界炭鉱）の基準線は、国際石油独占の市場進出の程度にかかわる。こうした条件にたいし独占資本とその政府は、どのように対応しているか。その対応の姿勢を象徴するのは、政府の「長期エネルギー計画」（一九六〇年）であり、石炭鉱業合理化審議会の「石炭合理化計画」（一九五九年）である。「長期エネルギー計画」は、一九七〇年のエネルギー供給構成を、石油四五%、石炭二九%、水力二二%、全エネルギーの輸入依存度を五四%と想定しているが、これは国際石油独占の進出を規制するどころか、そのエネルギー支配の展望を従属的に反映するにすぎない。また「石炭合理化計画」は、そうした国際石油独占のエネルギー市場支配を前提しつつ、スクラップ・アンド・ビルド政策をもって、一切の犠牲を炭鉱労働者に転嫁し、石炭危機を実質上はいっそう深化させてきたにすぎない。

× × ×

石炭鉱業の資本構成のきわだった低さを、歴史的に条件づけてきた古い生産機構、国際石油独占のエネルギー支配と従属的エネルギー政策、今日の石炭危機は、この二つの基本的な要因にもとづいている。したがって、石炭危機を克服するには、この二つの基本的な要因を排除することなくして、確固たる展望をきりひらくことはできない。石炭鉱業調査団の「答申」は、この本質的要因にはなんら手をふれず、「エネルギー革命」を動かしが

上、木に魚をもとめるようなものである。

たい与件としておき、そのわくのなかで「石炭鉱業の安定化政策」を見出そうとしている。だが、これは、実質上、木に魚をもとめるようなものである。

三　石炭調査団「答申大綱」と石炭鉱業の現実

「エネルギー革命」を動かしがたい与件として設定し、そのわくぐみの中で「石炭鉱業の安定化」を提起するとすれば、どういうことになるか。そこで打出されてくる方向は、誰がこの問題をとりあげようと、その限界はきわめてせまいものであろう。すなわち、そこでは、石炭と石油との「自由な」競争のもとで、客観的に形成されてきた限界基準以下の炭鉱を切捨て、多かれ少なかれ炭鉱労働者の犠牲を強要しながら、高能率炭鉱を占有する炭鉱独占を「経済的に安定させる」途しか出てきようがない。五九年の「石炭合理化計画」が打ち出した、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド計画はその表中的表現であるが、石炭鉱業調査団「答申大綱」の基本的道すじも、結局はそこから抜け出しえないでいる。

もっともそのばあい、五九年の「合理化計画」にくらべ、部分的に新たなニュアンスがつけくわわっていることを、無視してしまうことはもちろんできない。まず、「単なる経済合理主義の立場からでなく、石炭鉱業の危機がもたらす国民経済的損失と社会的影響を考慮」（「答申」一三頁）する視点から、一連の石炭鉱業保護政策が提起されていること、さらに、石炭鉱業を「近代的な環境と労働条件のもとで安定した職場」にすること、「離職者に対しては、企業と政府とが離職者対策を責務とこころえて、安定職場を供給すること」などが附言されている。しかし、問題は、こうした新たな提言が、スクラップ・アンド・ビルドという基本路線、ないし資本家的合

理化の進行過程で、実質上、どういう意味あいをもち、どういう実効をあげうるかにある。

これらの点につき、私の結論をさきにいってしまえば、きわめて否定的である。石炭保護政策は、事実上、石炭独占の救済にしぼられるであろうし、「近代的な環境と労働条件」の確立、「離職者対策」にしろ、前者ではむしろその逆方向が進行する可能性が強いし、後者ではその実効はうたがわしい、と判断している。これらはいうまでもなく、石炭鉱業の現実認識のうえにたっての結論であって、架空の論議ではない。ところで以下、これらの論点をふくめ、石炭鉱業調査団「答申」の主要な具体策を、石炭鉱業の現実とからめながら、検討してみることにしよう。

A 「需要の拡大」措置について

「答申」具体案の振り出しは、まず四二年度において「現状のカロリー・ベースで五、五〇〇万トン強の精炭需要」を確保することである。「炭価は一、二〇〇円／トン引き、重油価格は現状どおり、石炭の消費者自由選択が行使されるとした場合において、昭和四二年度における……国内炭総需要量は約三、〇〇〇万トン」（五頁）にすぎぬが、「石炭鉱業の危機がもたらす国民経済的損失と社会的影響を考慮し」（一三頁）、石炭鉱業の安定をはかるには、五、五〇〇万トンの需要を維持せねばならぬ。そのためには、「長期引取契約」の延長と、石炭の需要低下にたいする「行政的措置」が要求される、云々。

ここでの第一の問題は、需要想定にあたり、「重油価格は現状どおり」という前提がおかれており、これがくづれれば、「答申」の提示する安定計画＝合理化計画がくづれるという関係があるにかかわらず、この前提じしんがきわめて不安定だという点である。調査団の一員である稲葉秀三氏じしん、国会で「重油価格がどのようなな

形になるか、はっきりした推定は立っておりません」と答えておられる（石炭対策特別委員会議録第八号）。これは、国際石油独占の支配にどう対応するかを欠いた、石炭政策を出発点とするエネルギー政策の限界を表示している。

第二の問題は、石炭の需要低下にたいし、需要五、五〇〇万トンを維持する「行政的措置」である。調査団「答申」に対する政府の反応として、直ちに浮び上っているのは、石炭の長期引取を求める電力・鉄鋼資本にたいして、石油との「価格差補給金制度」を設けることのようである（朝日十一月二十一日）。こゝにはたちどころに電力・鉄鋼資本の圧力が反映しているわけだろうし、国民の立場からすれば、税金が放出されて、石炭価格が事実上引下げられるにかかわらず、それら部門の独占価格は下らぬという問題に逢着するだろう。これは、国家独占資本主義の寄生性と腐朽性を表示する。

B　生産体制の確立について

第二に、「答申」にみられる具体策の中心的な支柱は、基本的にこれまでの「合理化計画」をひきついだスクラップ・アンド・ビルド、すなわち、「非能率炭鉱の閉山」と「高能率炭鉱の増強」である。炭価一、二〇〇円引を前提として、「その生産構造は、生産規模精炭五、五〇〇万トン／年強（実トン数五、七〇〇万トン／年）、生産能率三八・六トン（昭和三七年度二六トン）、労務者については在籍労務者で十二万人台になるものと予想される（三七年九月末一七九、〇〇〇人）。また、昭和三七年度から四一年度までに非能率炭鉱の閉山は、生産減少量で、約一、二〇〇万トン」（一〇頁）、なお出炭の「五七％は新鉱および増強群の高能率炭鉱の生産によって占められる」（一一頁）。この政策を推進するために、政府は、非能率炭鉱にたいしては整備資金を、高能率の増強炭鉱にたいしては設備資金を援助する―。ここで調査団の意図する中心課題は、「生産体制の近代化、合理化を図り、

雇用を近代的な姿で維持、向上させて行くこと」（一〇頁）であるが、石炭鉱業における資本家的合理化の現状に照したばあい、この課題が、額面どおりに達成されるとは、とうてい考えられない。

(1)「非能率炭鉱の閉山」問題

「答申」によれば、「非能率炭鉱」の閉山が石炭鉱業「近代化」の前提とされるわけだが、ここでは、どのような問題が派生してくるか。答申がしめす一、二〇〇万トンの閉山には、三井の田川・山野をふくむ大手二三鉱がふくまれる（「答申骨子」附表、「朝日」六二、九、二九）が、なによりもその第二会社化が問題になる。

これまでの実績では、大手老朽山の閉山のばあい、解雇した労働者の一部や既存の失業者を吸収して第二会社を発足させ、一段と低い賃金と労働強化のもとで出炭能率を引上げる、というケースが支配的であった。三菱の飯塚・方城・上山田、住友の唐津・潜竜・忠隈、古河の大峰・峰地、杵島の北方など、すでにつぶされた九州の大手各山のばあい、軒なみに第二会社へのコースをとっている。またこんどの「答申」で「閉山群」に指定されたヤマ（前出、「朝日」）についても、一部坑口の第二会社化・租鉱権炭鉱への転換が、すでに着々とすすんでいることが注目されねばならぬ。三菱鯰田が福菱鉱業へ、三井山野一坑が添生炭鉱へ、山野小舟坑は小舟鉱業へ、明治平山二坑は明豊建設へ、日鉄二瀬の高雄一坑は野見山鉱業へといったぐあいである。

閉山——第二会社化・租鉱化、これは、石油との競合のなかで客観的に形成されてきた限界炭鉱基準を、直接の賃下げと労働強化、すなわち、炭鉱労働者の直接的な犠牲でおしさげようとする、石炭資本の資本家的合理化形態にほかならぬ。たとえば、最盛時、四〇〇〇名を擁した九州のA大手炭鉱は、六一年十二月一六〇名の人員で新会社として発足したが、労働時間は採炭・掘進・仕繰などの直接部門で一〇時間、坑外も一時間延長して拘

東九時間、賃金はこれまでの六五%という線で協定した。しかも、親会社であり当該鉱区の所有者である元の独占炭鉱は、一般の山元価格より約四〇〇円低い炭価で、全出炭を買取っているといわれる。また、杵島北方（佐賀）における第二会社移行の結果を表示すればつぎのとおり（第1表）。

第1表　杵島北方「第二会社」移行の結果

	人　員	出　炭	能　率	全鉱員平均月収	トン当り賃金
（杵島北方）36.3	339人	5.500トン	16.2トン	32,208円	1,970円
（北方炭鉱）37.3	220	4.000	18.2	19,007	1.040
4	225	3.800	16.9	18,313	1,080
5	232	6.000	25.9	20,703	800

（註）　杵島炭鉱労組調

「答申」は、「非能率炭鉱の閉山」、「高能率炭鉱の増強」をうたうことによって、炭鉱の「近代化」が、計画的に推進されるかのような錯覚をあたえている。だが、右にみた第二会社や系列租鉱炭鉱への傾斜、すなわち、おくれた生産様式への反転は、必然的な論理のすじみちをたどって進行する。調査団がいかに限界炭鉱の線を計画的に設定しようとしても、利潤競争のワクの中にある個別の石炭資本は、眼前に堆積した尨大な失業者群がある以上は、第二会社や租鉱権炭鉱の設定をあきらめはしないであろう。

もっとも、このような問題提起にたいしては、調査団「答申」では、一つの回答が準備されている。「石炭鉱業の第二会社化は原則として認めないことにする」（二二頁）と。だが、問題提起の核心は、このような一片の「原則」があっても、資本家的合理化の論理は貫徹するという点にある。たとえば、炭労は、閉山炭鉱の第二会社化や租鉱化には原則的に反対、閉山にあたっては、その旨を協定化する方向ですすんできたのだが、事態の推移は、第二会社化・租鉱化の方向へ押し流されてきた

というのが実状である。そこには、実はこんな問題がある。そのひとつは、炭鉱はその撤収段階の残炭掘りでは、高能率・低コストになる必然性があり、これを個別資本として放棄するはずはないこと、しかも、撤収段階では現在人員は大巾に余剰になるわけだから、閉山提案はそれ以前に必ず出されること、かくて、閉山により解雇された労働者の一部は、失業対策・雇用対策が十全でない限りは、その生活のためには、閉山後の第二会社へ入らざるをえなくなること、等々。このような条件下で「答申」のように、原則的には禁止といいながら、「ただし、雇用対策上真にやむを得ない場合において、労使双方が必要と認めるときは、この限りではない」（一三頁）という保留条項をおき、「石炭鉱業の運営は終極的には企業の責任である」と規定するならば、第二会社化・租鉱化はやはり進行するものとみねばなるまい。

もっとも、ここにいたっても調査団「答申」ではいまひとつの回答が準備されている。即ち「石炭鉱業における最低賃金制度の導入」が図られ、「離職者の就職確保措置」がとられるから、さきの原則的廃止とあいまち、第二会社化ないし第二会社における低劣な労働条件は阻止される、という主張が成立する。だが、予定される最低賃金は、坑内夫一六、〇〇〇円、大手は六三年四月実施、中小炭鉱は三年後実施である。これでは、炭鉱賃金の慣行からいけば、坑外夫は約一万円、日給四〇〇円で失対賃金の四二五円を下廻るし、なおかつ、経営形態としては中小炭鉱たる第二会社・租鉱権炭鉱におけるその実施は三年後になるわけだから、その実効のほどはうたがわしい。また「離職者の就職確保措置」にしても、中高年令層の相対的過剰が労働市場の主要な側面として浮びあがり、自由化と循環局面の転移が全産業的な合理化を提起しているとき、後述するようにその限界はせまいとみねばならぬ。かくて、閉山―第二会社化の資本論理は、必然的に貫徹してゆくことになろう。

このような第二会社化・租鉱化は、「近代化」とは、まさにその反対物である。しかもわが国のばあい、「近代化」が、こうしたおくれた生産様式への反転と結節しているところに、現代「合理化」の日本的特徴があるといえよう。基幹産業における「技術革新」が、臨時工制度、社外工制度、下請制度と結節するごとくに、また「近代的」職務給が伝統的年功賃金と結節し、最悪の賃金形態がつくりあげられているがごとくに—。またわれわれは、第二会社化・租鉱化、この中小炭鉱の再生が、石炭独占の支配強化にほかならぬことをみおとしてはならぬ。それは他方に、泡沫零細炭鉱の解体がすでに完了し、自立中小炭鉱の崩壊が加速化しつつあるとき、一層そうである。

(2)「高能率炭鉱の増強」問題

「答申」は、「非能率炭鉱の閉山」をすすめる反面、「生産構造計画に即応し、炭鉱の近代化、高度化を図るため最も重要なのは、高能率炭鉱の造成である。この促進をはかるため、炭鉱の大規模化、集約化を可能にする立坑、ベルト斜坑等骨格坑道を整備し、坑内構造の近代化を積極的に推進するものとする」(二〇頁)、そのために国家資金の「融資枠の拡大」、「償還期間の延長」をはかる(二六頁)としている。だが、これらいわゆるビルド山は、そのほとんどが三井・三菱などの独占炭鉱であり(「答申の骨子」附表、「朝日」九、二九)、答申の基本性格が、地方大手・中小のスクラップ化の対極として、「石炭産業の安定」を旗印に、独占炭鉱の「安定」を企図するものであることをうらがきしている。

「答申」は、こうした増強群の高能率炭鉱にあっては、「労働者が将来他の産業の労働者に匹敵する近代的な環境と労働条件のもとで安定した職場を得る」(一〇頁)ものと期待している。しかし現実には、ここでもそれと

は全く逆行する低賃金労働の強化傾向が顕著になってきているのであって、一方に大量の追加失業が創出され第二会社化がすすむなかでは、一層この傾向は強まるのではないかと思われる。炭価一、二〇〇円引き、能率三八・六トンを、「終局的には企業の責任」で遂行し、「企業の累積した多額の赤字も次第に解消させる」（一〇頁）ことと、「近代的な環境と労働条件」を確保することとは、石炭鉱業の資本家的合理化の現実では、鋭く対立する方向であり、いかに「答申」がその統一を期待したところで、これは至難の業であろう。

たとえば、日本最大の炭鉱であり、最良の炭層条件を擁し、「最増強群」の筆頭に位置する三井鉱山の拠点たる三池にあって、三池闘争後、労働組合の組織的抵抗が弱まったもとですすめられている合理化の状態は、労働条件における「近代化」逆行を暗示せずにはおかない。すなわち、三池闘争前の三三年十二月の在籍人員一五、一六〇名は、闘争後の三七年五月一一、七九名に減じ、日産八、〇〇〇トンから一四、〇〇〇トンへ出炭は倍増したが、これは、三井鉱山が闘争中に宣伝これつとめた、ホーベル採炭・移動可縮枠・スライシング採炭など、いわゆる「近代化」効果によるものではない。増産は、柱房式小切羽の能率向上、採炭夫の大増員、逆に間接・坑外部門の極度の節減、組夫・下請・外註の採用、臨時採炭、戦時型「大出し日」復活と公休出炭、実労働時間の延長（発破退避時間の短縮、準備方の時差出勤、休憩時間の削減、入坑待機時間の短縮）など、主として裸のままの労働の組織的強度化による。これは、「一部増強群」にランクされた杵島にもいえることであって、かつて三池労組とも最強の企業別労働組合とうたわれた杵島労組を擁するこのヤマにあっても、労働者の生活と権利は大巾に制限されている（第2・3表）。

もっとも、「最増強群」のヤマにあっては国家資金にバックされ、それなりに「坑内構造の近代化」はすす

第２表　三井三池「合理化」指標

		日出炭	採炭出役人員(日当り)	採炭人当能率(日)	総在籍人員	組夫数	稼動千人当り災害率
S33・12	長壁払	3.074トン	274人	11.2トン	—	—	—
	柱房式	4.945	406	12.2	—	—	—
(25日)	計	8.019	680	11.8	15.160	0	(33年平均) 0.810
S37・4	長壁払	8.596	1.121	7.7	—	—	—
	柱房式	5.050	299	16.9	—	—	—
(25日)	計	13.646	1.420	9.6	11.834	1.066	1.555

（註）　三池炭鉱労働組合調査より作表

第３表　杵島「合理化」指標

	在籍数	出炭能率(月)	採炭夫比率	組夫数		平均月収	ン当り賃銀
S34.9	4.248人	10.0トン	3月19.9%	0人	S34.12	28,782円	2,878円
35.3	3.979	14.8	24.8	0	35.12	32,522	2,095
36.3	3.291	16.6	26.8	0	36.12	25,125	1,510
37.3	1.664	27.0	37.2	848	37.32	25,812	956

（註）　杵島炭鉱労働組合調査より作表

み、その効果によって出炭能率の向上をみるにいたるであろう。しかしひるがえっていえば、それじたいが、全山にかけられたベルト・システムに労働者が緊縛され、強度の労働が吸出されることにほかならず、しかもこれにくわえて、三池にみるような逆行的労働条件がこれに結合する必然性があること、これが問題である。「近代的」な労働強度と逆行的な低賃金・無権利労働の愈着、「答申」がしめす「近代的な環境と労働条件」は、結局はそうしたところにしかおちつきえないであろう。

「近代的」な労働強度と逆行的な低賃金・無権利労働の愈着、それは別の視角からいえば、労働力の萎縮過程の進行ということにほかならぬ。しかもかかる労働力の萎縮は、いわゆる「老令化」現象と結合し、事実上、炭鉱労働力の解体を促進することになろう。合理化にともなう長期の雇入れ制限と大量解雇、その妥協的形態たる就職斡旋による若手労働

第４表　就職斡旋者の年令別構成　（杵島―34.4月～35.3月）

	実　数	比　率
20才未満	141人	8.7
21～25才	176	12.4
26～30	396	28.1
31～35	351	24.9
36～40	201	14.2
41～45	82	5.8
46～50	44	3.1
50～	40	2.8
計	1,431	100.0

（註）　職員160名，子弟313名を含む　杵島労組調

力・技能労働力の流出（第４表）、その結果は、炭鉱労働力の平均年令を急速に満四〇才に接近させることになったのであるが（第５表）、これに「近代的」な労働強度と逆行的な低賃金・無権利労働が加重されるとすれば、労働力の萎縮・解体は決定的である。しかも、次代の労働者にとって炭鉱は全く魅力と将来性に乏しい職場である。次代労働者は、重工業地帯における若手労働力の不足もあって、炭鉱地帯からの流出を加速化している。かくて、ゆきつくところはどこか。萎縮し解体しつつある労働力のうえに「近代化」炭鉱が徒らにそびえたち、他方における「非能率炭鉱の閉山」とあいまち、ついには、国民的な石炭資源の完全な放棄と解体にすすむおそれなしとしない。

第５表　炭鉱労働者年令別構成の推移

		才 ―18	才 19～25	才 26～30	才 31～35	才 36～40	才 41～45	才 46～50	才 51―	計
S 24・6	全国 坑内	―	% 28.8	% 18.2	% 14.5	% 13.8	% 11.0	% 7.7	% 6.0	100.0
	全国 坑外	8.7	31.7	12.0	10.5	10.1	8.6	7.3	11.1	100.0
S 36・6	宇部興産 坑内	―	8.7	16.8	20.3	17.7	15.4	14.3	6.8	100.0
	宇部興産 坑外	―	1.8	12.4	16.0	16.3	17.3	21.5	14.7	100.0

（註）　各山の平均年令は37～40才
全国は「石炭統計総観1950年表」より作表，宇部興産は同炭鉱労組資料より作表

C　「資金経理対策」について

「答申」がしめす具体策の第三の重要な柱は、「非能率炭鉱の閉山」と「高能率炭鉱の増強」のための、「資金経理対策」である。「答申」は、非能率炭鉱の整備資金として「昭和三七年度

から昭和四二年度までに約八〇〇億円（大手約六八〇億円、中小約一二〇億円）」、設備資金として「約一、七〇〇億円（大手約一、四〇〇億円、中小約三〇〇億円）を見込む」が、その「資金の調達はきわめて困難」なので、「石炭鉱業合理化事業団の融資枠の拡大」、「日本開発銀行、中小企業金融公庫および石炭鉱業合理化事業団の近代化資金の融資枠の拡大」を期待している。だが、この国家資金の投入についても問題は単純ではない。

たとえば、整備資金については、「石炭以外の営業部門をもつ兼業会社」では、「炭鉱への投資を先細りにし、かわって社外投資という形で漸次的に資本引揚げにかかっていたのは否定すべくもない」現状であり、「この際、政府の手厚い補償があるなら、これをよいしおに、店仕舞してしまおう」と、手ぐすねひいてまっているといった問題がある（「炭鉱対策の成果の基準はどこか」、月刊労働問題、十月号）。資本の側は国家資金を含めて効果的に資本回収をおこない、労働者は大量解雇ということにでもなるとすれば、これは全く筋のとおらぬ話であろう。

設備資金についても同様の問題、すなわち、国家資金への寄生と濫費の傾向が派生する危険性なしとしない。石炭資本の鉱区独占に根ざす前期的な古い生産機構は、歴史的に国家資金へ安易に寄生する傾向を生みだし、これまでも設備投資にあたり、国家資金の無責任な濫費が随所にみられた。復金融資の濫用は、すでに広く知られるところであるが、その後もつぎのような事例は、いたるところにある。

「三井鉱山がいかに国家資金に寄生してきたかは、五六年の負債総額のうち五四％が開銀融資、二％が厚生年金融資であり、それらは大手十八社にたいする両融資総計の三四％をしめていること、五七年下期には無利子負債が負債総額の四四％に達していること、これらの結果として、大手十六社の利息負担率が四・八％であるにたいし、三井では二・八％にすぎぬこと（五六年下期）等々の数字がこれを証明する。三井鉱山が、国民各層からの

収奪による無利子の国家資金をいかに野放図に濫費したかは、三池だけをとってもその事例にことかかない。たとえば、四山坑の岩原斜坑は一六年の歳月（一九四一年着工、一九五六年完成）と約一〇億円もの巨費を投入したのに、二本とも全然使用しないで放置したままである。同じく四山坑の東四〇卸は岩原斜坑につづく一、四〇〇米の坑道（二本）だが、これも二億円を投じていまは水没。三川坑のクラッシャー坑道は、二億円かけていながら全然使用していない。これは空気充塡をやるためのものであったが、失敗してとりやめ。同じく三川の二四昇の二段払（スライシング払）は、一九五九年末計画のまずさから自然発火し稼動不能、宮浦坑の三五昇という採炭場は、五九年末に計画のまずさから出水、これは含水層であることがわかっていながら対策をおこたったためで、損害は十数億円。これらは、国家に寄生し合理化資金を入手してきた三井鉱山の無責任さと頽廃をしめすものである」（拙著「労働組合はどう変るか」三一書房、五一頁）。さらに三井鉱山では、十数億円を投じた三井田川の伊加里立坑の失敗（三井田川は「答申骨子」では「閉山群」指定）があり、隣接の古河大峰でも、深部開発のために計画された万才鉱立坑三億二千万円、排気立坑五億六千万円が探炭ボーリングの不充分さのため、完成と同時にスクラップと化している（日本炭鉱労働組合「古河大峰炭鉱調査報告書」）。

こうした国家資金への寄生と濫費の傾向は、「答申」が提起する「高能率炭鉱の増強」のための設備資金についても、調査団にたいし「二〇〇億余の資金を贈与されねば立ち直りは不可能と露骨に国家資金依存の姿勢を打ち出した」三井鉱山のような会社が現存したというから（前出「月刊労働問題」）、おそらくは貫徹することになろう。この点にかんし「答申」は、「会社経理の規制および監督」をもって対応しようとしているが、この実効はうたがわしいといわねばなるまい。なぜなら、石炭資本の寄生と腐朽は、その生産機構の歴史的性格に根ざし、

くわえて現代の国家独占資本主義それじたいが、独占の寄生性と腐朽性の表現にほかならぬからである。

D　「離職者対策」について

「答申」の第四の柱は、スクラップ計画から生み出される六万人の追加失業者にたいする「離職者対策」である。「離職者対策」の主たる内容は「離職者の就職確保措置」であり、「経営者は、合理化に伴ない発生する過剰人員について、企業内配置転換、関連産業への就職あっせんに努めるほか、国および民間金融機関の積極的協力を得て、産炭地域での既存事業の拡大、新規事業の実施による転換職場の造成を図る」（一三頁）としている。ところで、ここでの中心課題は、単純に「就職確保」ができるかどうかにあるわけではない。ともかく被解雇者としては、わが国の貧弱な社会保障のもとでは、何らかの仕事につかなければまったく生活できぬわけであり、その限りではこれまでもまがりなりにも就職はしてきている。故にむしろ問題は、どのような就職しかできないかという点にある。したがって、この点をここでは現在の労働市場で支配的な法則、そのもとでの現実の炭鉱失業者の流動と存在形態に照して検討し、予想される「答申」の「就職確保」の水準を確定してみることにしよう。

高度の資本蓄積過程の展開は、雇用の増大、雇用の安定をもたらしてきたかにいわれる。だが高度蓄積過程は、労働力市場に二つの対照的な傾向を生み出している。そのひとつは、資本構成の急激な高度化にともなう、相対的過剰人口の大量創出・中高年令層の相対的過剰傾向であり、いまひとつは、資本蓄積・追加資本の形成にともなう新規労働力の不足傾向である。これらは、高度蓄積・相対的過剰人口の反撥と吸引の過程が生み出した楯の両面であるが、このいづれが労働力市場を規定する第一義的な、主要な側面であろうか。それはいうまでもなく、相対的過剰人口の大量創出、中高年令層の相対的過剰である。高度蓄積が順調に展開するかぎりでは、それは主

要な矛盾として前面に浮び上らぬにしても、高度蓄積がその必然の論理によって行詰るや、中高年令層の相対的過剰は、その深刻な全貌を露呈せずにはおかないであろう。

ところで、高度蓄積が労働力市場にもたらした主要な側面である中高年令層の相対的過剰は、どのような論理とメカニズムのもとで創出されてきているか。第一には、資本構成の高度化、単位当り可変資本の過剰によって規定される労働力の相対的過剰部分の形成である。第二に、このばあい、技術的構成の高度化、その要求する技能・労働強度へ適切に対応できぬことから、中高年令層の過剰がとりわけ加重される。第三に、独占の積極的な労働力置換政策、新鮮・廉価・弾力性ある新規労働力との置換が、この中高年令層の相対的過剰を特別にいっそう鋭くする契機になっている。しかるに、これら中高年令層にたいする追加雇用の形成は、量的にも、質的にも制限的であるから、その下降と沈澱は不可避だとみねばならぬ。

要するに、ここで確認しておく必要があるのは、炭鉱地帯の労働力市場を外延的におおう、全体的な労働力市場を規定する主要な側面が、中高年令層の相対的過剰にあるということである。ところで、このような一般的な条件のもとで、また炭鉱合理化の現段階のもとで、炭鉱失業はどのような流動と存在形態をとっているか。

まず大手失業者についていえば、大手→中小炭鉱という基本路線が弱まったことがあげられる。かつて、炭鉱失業の主要な流動形態は、炭鉱地帯内における大手→中小→零細と、順をおった下降的移動の路線であった。一九五八年以前、すなわち、高度蓄積過程以前の「合理化」段階にあっては、工業地帯の大企業では、雇入制限のもとでの自然減耗という形態での排出が支配的であり、新規労働力も、大企業の臨時工もしくは、中小企業への追加労働力として吸収されるにとどまり、他方、炭鉱失業者は一般的に炭鉱労働以外の労働に適応しうる技

能をもたず、炭鉱地帯の底辺には多数の中小・零細炭鉱が蝟集していたから、炭鉱失業が、こうした炭鉱地帯での封鎖的な下降移動の方向をとるのは必然的であった。（拙稿「炭鉱失業の諸問題」、社会政策学会年報「生産性向上運動と社会政策」）。しかるに、現在では、一方、中高年令層の相対的過剰が内攻しているとはいえ、工業地帯の労働力市場では総じて労働力「不足現象」があり、他方、炭鉱地帯では自立中小炭鉱の崩壊がすすんでいる。こうして、一面では、炭鉱労働力移動の封鎖性が部分的に崩壊し、他面では、炭鉱地帯内にあっても、順を追った下降的移動というよりは、直接的な下降が強まることになった。これが現在の特徴であるが、その具体的様相を図式的に整理すれば、つぎのようなことになる。

大手失業者について。三井をのぞく大手では、合理化の一環として就職斡旋が採用されたが、このばあい前出・杵島の事例からも明らかなように、その大半は青年労働者と技能者であり、これらは、同一資本系列の大企業への転換機会をつかんだにしても（逆に、炭鉱労働力の萎縮・老令化を決定的にしたのであるが）、中高令者は、一般には系列の中小企業・社外工・臨時工と、都市の典型的な排出労働力路線へ横すべりしたにすぎぬ。炭鉱地帯内における大手失業者の途すじは、一方に、第二会社炭鉱・臨時夫・組夫、他方には、直線的に緊急就労・失対事業へ。全体として、かつてはあまりみられなかった大手→緊急就労・失対事業の比重が増大した（第六表）。また、中小炭鉱の失業者についてい

第6表　三池斗争解雇者の就職状況（37.3月）

離職者数		1,176
就職者		589
転出者		76
自営業		44
計		709
未就職者	職業訓練所	19
	緊急就労	357
	自己開拓	24
	組合業務	6
	市内希望	15
	病気	39
	死亡	8
	その他	4
計		467

（註）会社就職あっせん27名，組合あっせん562名

三池労組調

えば、中小・零細炭鉱労働者＝中小失業の最も主要な存在形態というかつての状態（前出論文）はかなりくづれ、緊急就労・失対事業がそれにかわった。

このような一般的労働市場の条件と、現実の炭鉱失業の流動形態のもとでは、「答申」のいう「就職確保措置」すなわち、「企業と政府とが離職者対策を責務とこころえて、安定職場を供給すること」が、どれだけの実効をもちうるか、その限界の狭さはもはや明白であろう。この自明のことはこれ以上ふれぬとして、「就職確保措置」でむしろ注目されるのは、右にみるように緊急就労・失対事業のもつ比重が急速に高まっている状態のもとで、「現在炭鉱離職者に実施されている現行の特別失対の拡充」は「意図していない」（一一頁）と明言し、炭鉱離職者求職手帳・職業訓練・広域職業紹介・住宅確保を通じ、追加さるべき六万人の炭鉱失業者の地域的分散が意図されていることとである。これは他方に、既存の失対事業の体質改善＝打切り、即ち、全日自労（全日本自由労働組合）の事実上の解体が提起されていることとあわせ考えれば、その企図するところが明瞭に浮び上がる。失対事業という形態での、失業者の地域的集中とその組織的抵抗を分解しようとするこの意図は、治安対策の色彩を濃厚にもっと同時に、失業者の組織的抵抗によるわが国失業保障水準の引上げを、巧妙にそらすものといわねばなるまい。

同様に「就職促進手当制度」（失業保険を含め三ケ年・一日四五〇円）、「離職金」（最高十万円）にしても、右の視点からすれば、その金額の当否はおくとしても、これらが、「昭和三七年四月六日以降に離職した合理化に伴う離職者について適用する」（三一頁）とされ、既存の炭鉱失業者に対する差別とともに、両者を分断する結果になっていることが、より重要な問題のように思われる。

四　一応の結び

要するに以上を要約すれば、石炭危機の本質規定の反覆はやめるとして、石炭鉱業調査団の限界と役割はつぎの点に帰着する。第一には、石炭危機の本質に眼をふさぐその基本的立場からは、「石炭鉱業の安定」ははかりえず、むしろ危機を深め、内攻させるにすぎぬことである。そこに石炭調査団の限界をみる。

第二には、問題の本質をさけた「答申」は、結局は、国際石油カルテルのエネルギー産業と市場にたいする支配を合理化し、スクラップ・アンド・ビルドの合理化計画によって、炭鉱労働者の犠牲と国家資金の援助を基礎に、石炭消費部門の独占の利益をはかるとともに、独占炭鉱の経営的「安定」を構想したにすぎぬということである。われわれは、そこに石炭調査団の果そうとする客観的役割をみる。

然らば、石炭危機はどのような基本方向でこそ、克服されるのか。私としては、とうぜんこの第三の課題に答えねばならぬことになるわけだが、その展開をはかるだけの余裕は、ここではなくなってしまった。ただひとこと附言するならば、石炭危機を規定する二つの本質的要因の揚棄を前提せずして、危機克服の確たる展望をきりひらくことは不可能であり、それをおしすすめる社会的力は、何よりも労働者階級の闘争をおいてないことだけは確かである。とすれば、そこでは、炭鉱労働運動の路線をめぐる三池闘争後の論争が整理されねばならないだろうし、また炭鉱国有化問題の位置づけも、問題になってくるだろう。

これら複雑な問題をふくむ第三の課題については、構想を改め、もはや他日を期するほかはない。